

小作料引上げの契約の改訂ができる。

概要右の如き主旨の新法令に対する解釈評価は、
区々であるか、その有する意義について特に注意
すべき二、三点につき附言すれば以下のようであ
る。

右によつて明らかなる新法令は小作地解放に
ついて在来の方針が継続されることを示している
が、新たに加えられた二つの重要な修正点に注目
しなければなるまい。

即ちその一つは、新譲渡においては土地の強制
譲渡が直接国家を仲介として実施されるのではな
く、市町村農地委員会の決定によつて当事者相互
の間において直接売買が成立すること、なつたこ
と。即ち、そのいみにおいて、措置法においては
政府が主体であつたが、強制譲渡においては、個
人が主体となつた。その二は譲渡に関する対
価の支払は当事者間の協議によつて定められ、農
地価格の統制が撤廃されて、当事者が納得する限
り、自由な価格で土地の移動が行われること、な
つたこと。従つて従来の措置法による買収の対価
と相当大幅の開きが出来る。勿論法規の上では、
買受人が居ない場合、政府が最低価格（従来の統
制価格の約七倍に当る）で買収するという消極的
な制約はあるけれど、かくて自作農創設の基本方
針は変らぬ、がその為め一方に不当の利益を与え
ることなく、農地の売買が自由に行われうること
となり、而も異動を認める権限の決定的部分を農
地委員会が握ること、なつたところに、重要な変
化をみなければならぬ。

かくて問題は、敗戦後の日本改革の中、最も徹

底的に遂行されたもの一つとしての土地制度の
改革が、この新法令のもとに、今後どのような方
向を辿らんとするであらうかという点にある。

いう迄もなく第二次農地改革によつて、主要な
る小作地は殆んど解放され（本誌第六卷二号雜報
参照）金納小作料の実施によつて、在来の地主制
度は決定的に廢絶されたとみてよい。而して在来
の農村の指導者層たる地主階級は後退して、これ
に代つて現れたのは、大経営自作農、或いは自
作兼地主的なものを主とする上層農家である。こ
のような支配層の交替した現在の農村において、
しからば、どのような土地移動が最も多く現れて
いるか。最近の顯著な現象として指摘されるもの
は、申出買収の激増である。即ち土地所有者が、
自己の利害によつて、土地の売却を申出るのであ
り、多くの場合大経営農家が、供出、課税による
重圧に堪えかねて、限界部分の土地を放棄せんと
するのであり、これを買受けるものは、主として
生産力の担当者としては甚しく不適格な、飯米農
家、その他の小経営者である。残存小作地の売渡
申出も勿論あるけれど、上層農家の経営縮少の形
をとるものが主たる部分を占めている。而もその
申出に先立つて、すでに当事者間に自由な価格に
よる取引が行われていることが常であるといわれ
る。今回の新法令はみかたによつては、むしろ、
かゝる事実の存在を後から法認したといえぬこと
もないし、且つその傾向を助長することも否定し
えないであらう。

かくて、結果するものは、農村における過剰人
口の停滞の一層の促進であり、日本農業の生産力

の上昇に対する阻止的作用を加えるものに他なら
ぬといわねばならぬ。それは農村における膨大な
る過剰人口の、深刻なる土地欲求に対しては或る
種の緩和作用を営むかもしれぬが、生産力の合理
化とは凡そ縁遠いミゼラブルな零細農層をおびた
ゞしく作り出すといった、運命的な循環を、くり
返す方向に志向してはいないとは、誰れもいえな
いであらう。

農地改革の問題が、農村の過剰人口に対して有
する意義は勿論一つにしてつきないが、その改革
の真実の成果を、この問題に対して、合理的、進
歩的意味において發揮せしめるためには一つに改
革の後につゞく豫後対策がどのように推進される
にか、つていいる。

一九五〇年農業センサス

結果の概要

一九五〇年二月一日に、F・A・O（國際連合
食糧農業機關）の調査計画に基いて世界農業セン
サスが行われ、その結果の一部概要が、去る一一
月二三日農林省から公表された。

この世界農業センサスはその調査時期と調査項
目とを統一して世界各國の農業に対して一貫性の
ある調査を行うことを目的としたものであり、わ
が國としては、これによつてわが國農業の地位を
世界的標準において測定する指標を得たわけであ
る。

公表された結果の概要を摘記してみると以下の
ごとくである。

先づその調査方法について注意すべき点をのべ

れば、この調査は基本調査と抽出調査の二本建てで行われたことである。即ち、基本調査は悉皆調査であるので、その調査項目も能う限り節減してF・A・Oの指示した最低調査項目に限定された。

抽出調査は、基本調査の農家名簿から二〇分の一を抽出して、主として国策の樹立に関連のある重要項目を選んで調査項目とされた。従つて、この両者は個々のものでなく一つはF・A・Oの要請にこたえ、他は国内農業の実態の分析に備えたものであり、両者が一体となつて、はじめて日本農業の全貌の把握に資するわけである。

次にこの調査においては、調査対象となる農家の最低規模が定められている。即ち日本をA・B二地域に分ちAでは一反以上の経営耕地面積のもの、Bでは五畝以上のものが調査対象として選ばれた。この点在来の農林水産業調査において「農家とは世帯員中農業を営むもの、ある世帯である」とされてきたのと異なる。(この他特殊商品作物を栽培する農家については別の例外規定がある。)

その調査結果を先づ基本調査について概観すれば以下のごとくである。

(一) 農家数

基本調査の結果、農家数は六、一七六、四二二戸、農家人口は三七、八二二、二六七人で、一農家平均六・一二人である。これを昭和二二年の八・一センサスと比較すれば農家数は約二六万戸増加し、農家人口は約一三〇万人増えている。一農家平均世帯人員は二二年の六・一八人に比すれば僅か

乍ら減少している。

(a) 経営耕地面積広狭別農家数

農家数は昭和二二年に比し約二六万戸増加しているが、これを経営耕地面積別にみれば、五反一町層で一三九千戸、三反未満層で五七四千戸、一一・五町層で三五千戸、一・五―二町層で一四千戸増加している。三―五町、五―一〇町層も僅か乍ら増加している。反之二―三町層、一〇町以上層は減少している。上述の如くこのセンサスでは、農家の最低規模が規定されているが、これは経営規模別にいえば三反未満層にその影響が現われているとみてよい。従つて三反未満を別として、五反―一町、一一二町層が増加しているといつてよい。或る意味では零細化も極限に達したといえる。

(b) 専業別農家数

専業農家は三〇九万戸、兼業農家も三〇九万戸で専業の各農家数は相半ばする状態である。専業農家は周知の如く終戦後著増して、昭和二二年を最高としたのであるが、爾来再び兼業化への傾向を示している。而も兼業農家中第二種兼業農家の増加が著しいが、零細化の方向とその性質を示すものとして注目されるを要する。

(c) 自作別農家数

全農家六一八万戸中三八二万戸(六一・八%)が自作農家であり、自作兼小作農家を含めるとば八七・六%に達する。小作農家は僅か五%にすぎない。これはいう迄もなく農地改革による自作農化の現われである。

(二) 農家人口

上述の如く農家人口は昭和二二年に比し約一三〇万人増えているがこれは主として農家数の増加によるものである。農業常備は一六万人で昭和二二年に比し約五万人増加している。たゞし今回のセンサスでは農業常備のみを調査して、その他の常備者を調査していないから、在来その他の常備として分類計上されてきたものが、農業常備をかねている場合、今回の調査では農業常備として取扱われた、め増加したものであることを注意しなければならぬ。出稼人口は五九万人で昭和二二年に比し八千人の減少であるが、出稼の定義が今回の方が狭くなつている。即ち今回は、人夫、日雇、女中なぞで出稼したものに限り、職員で出稼したものは含まれていない。

(三) 経営土地面積

農家の経営する総土地面積は一、〇二一町歩であり、その中耕地面積は約四九・八%の五〇九万町歩耕地以外の農用地は六一%六二四万町歩である。昭和二二年と比較すれば耕地面積は約八万町歩の増加である。貸付農用地をもつ農家は一四五万戸で総農家の四分の一が貸付地を有し、貸付耕地面積のみについてみれば昭和二二年は一五五万町歩であつたが、今回は三二万町歩と著減を示し農地解放の成果を現わしている。

農用地の種類別は一毛作の稻田六八・六%、二毛作以上の稻田三三・六%その他の田一・二%である。畑においては普通畑九四・八%、一九三万町歩である。

(四) 畜力および機械力

全農家の一七・二%(一〇六万戸)は畜力も機

械も使っていない。全農家の八二・九%（五一二万戸）は畜力および機械力を使っている。その中畜力、機械力の両方を使った農家が四八・四%畜力のみ使った農家は二五・四%、機械力のみ使った農家は九・一%である。

畜力では牛が三〇七万戸、馬が一五九万戸で牛が断然多い。機械力では電動機、石油発動機が大部分であり、動力耕耘機や、ハンドトラクター、トラクターを使つたものは合計して約三万戸である。

(五) 家畜

乳用牛は一九万八千頭、役肉牛は二五二万四千頭で昭和二二年に比較すると乳用牛約三万頭、役肉牛約三二万頭の増加を示している。反之馬は一〇七万頭で昭和二二年より約四万頭減少している。

(六) 農作物

農作物については、農家が昭和二四年一ヶ年に栽培した作物についてその收穫面積を調査している（作付面積を調査したのは注意すべき点でありF・A・Oの指示による）

* * *

以上は基本調査結果の概要であるが、次に抽出調査の結果の概要をみなければならぬ。いうまでもなく悉皆センサスは大量観察としては最もオーソドックスであるけれども費用の点からいつて又誤差の上からいつても必ずしも最良といえない。調査内容が複雑となる程、その精度も減少するし且つ集計に相当の時日を要するので急速な需要に応じがたい。かゝる事情に対応して現われたのが

抽出調査である。アメリカでは大体このサンプルセンサスが実施されているが、今回のセンサスでは、わが国ではこの農家について調査された。

(一) 農家数

(a) 産業分類別農家数

今回の調査で用いられた産業分類は標準産業分類によつたもので農産物の現金販売額三万円以上のもを商品生産農業としている。調査の結果によればわが国の農家の過半数即ち五七・五%が現金販売額三万円以下の自給的農業を営んでいる。商品生産農業においては穀作がその半ば以上をしめており、穀作以外の特殊な部面に分化している農家の比重は極めて低い。即ち穀作以外の農業を全部合計しても一二%程度と推定される。養蚕農家が著減して果樹養畜農業が増大している。昭和二二年調査に比し穀物以外の部面の商品生産農業が増大の傾向にあるといえよう（二二年のそれは約一〇%）

(b) 経営農用地面積広狭別農家数

この新分類は在来と対比する資料がないが基本調査における経営耕地面積広狭別農家数に比較すると、同様最も農家の集中しているのは五反一丁層であるといえる。又比較的大規模の農家が、かなり現われていることが注目される。

(c) 専業別農家数

専業農家数は昭和二二年に比し約五〇万戸減少して総農家数に対する比率も五五・四%から四五・二%に低下している。基本調査においては五〇%となつているから、これは調査の精度の差によ

るものとみられる。即ち抽出調査においては常任世帯員の一人一人について就業状態をたずねているから兼業の有無が精密に調査されたのである。いずれにしても専業農家の減少と兼業就中第二種兼業の著増とは注目すべき事実である。

産業分類並びに農用地広狭別農家数を専業別にみると専業の性格がわかる。専業農家においては商品生産農業が^とを占めているが第二種兼業農家においては、それは四・三%を占めるにすぎない。経営農用地広狭別農家数の割合においても専業農家は五反一・五町層に集中してこの層が五六・八%の過半を占めるのに対し第二種兼業農家は五反未満層に八〇・四%も集中しているのである。即ち第二種兼業農家の零細飲米農家としての性格が察知される。

(二) 農家の雇傭労働力

農業常傭の数は一五、四七四〇人（一戸平均一・二二人）で昭和二二年調査に比し約四五千人増加している（基本農家によれば約五万人の増加）農家常傭も季節傭も徴々たる数であるが、農業日傭（一戸平均三一・六人）及び手傭人（一戸平均一五・四人）は可成りの部分の農家にとつて不可欠の存在となつている。即ち全農家の約^とが平均延べ一ヶ月の日傭人夫を入れ、又約^との農家が平均延べ半月の手傭人夫を入れている。

(三) 畜力機械力の使用

農家の一九・七%は農作業を専ら人力のみで行つているが、残餘の農家は畜力か機械力か或いはその両方を使用している。畜力を使つた農家は全農家の約^とに達し、使用役畜は牛が約^と馬が

約)となつてゐる。機械を使用した農家は半数近くに達している(四三・九%)。機械力を使用した農家の殆んど全てが動力脱穀機を使つてゐる。トラクターの使用は主として開墾地にみられる。

(四) 農家の借入金

昭和二四年中に農家か借入れた資金は総額五九四億円に達している。うち農業手形の額七八億は可成り内輪に現われている。借入金を使用途別にみると、農業支出のため三九・一%、家計支出のため三〇・八%、兼業用支出のために二九・五%と三者殆んど同じい状態である。これら支出のうち肥料を買うためと、税金を支払うためと、冠婚葬祭用のための比重が高いのが注目される。兼業用支出は件数は少いが一件平均金額が多い。

(五) 協同組会豫金

協同組豫金は、昭和二四年六月末と一二月末とに現在高が調査されているが、兩者において豫金額は二倍近くの開きがある。即ち豫金額における季節変動を反映しているが、豫金を有する農家数は二つの時点において殆んど差がない。

(六) 農作物反当收量

抽出調査において農作物の反当收量を求めることが一つの主要目標とされていた。けだし米麦甘藷馬れいしよの反収は作報組織によつて直接圃場において坪刈り、坪堀りによつて正確に求めるようになつたけれど、爾餘の作物は表式調査の結果たる数字が得られるに止まつてゐるのでそれに代るより正確な数字が期待されたからである。抽出調査においては、作物の收穫面積と收穫量を調査農家から聞きとり兩者を集計した上で反当收量を算

出することになつてゐる。この調査で得られた全国平均の反当收量が作報組織によるものと相異したのは当然であるが、在来の表式調査において常識外れに低い反当收量の出たものが、今回の調査によつて訂正された点がある。*

社會保障制度の審議會「勸告」

と審議經過の概要

昨昭和二五年一〇月一六日社會保障制度審議會総会は「社會保障制度に対する勸告」を採択しこれを政府に提出したが、右「勸告」の成立に到るまでの終戦以降の社會保障制度に可する審議經過の概要をみると以下のとおりである。

* 第一段階、社會保障制度調査会と「社會保障制度要綱」

昭和二十一年三月社會保障調査会が設置され、社會保障制度の総合整備、失業保險制度の制定とならんで社會保障制度問題の調査審議が行われ、翌昭和二十二年十月八日「社會保障制度要綱」が決定され政府に答申された。これはわが國における総合的な社會保障制度としてのはじめての提案であり、その社会的反響も極めて顯著となり、「社會保障より社會保障へ」の施策的関心を國民の間に喚起せしめる契機をもたらしした。

本要綱は戦後世界における社會保障制度の進展に刺戟されると共に新憲法の理念に即応して國民の生存権を確保せんとした理想的提案といふのであろう。その特色とするところは全國民を包含する総合的の制度たらしめたことと財政上の負担を考慮して六段階に分けて実施することを提案し

たことである。しかし本計画の実施には龐大な経営を必要とし、当時の貨幣価値で三三〇億餘の巨額に達し、昭和二十二年度の國民所得の三六%に相当するものであつたため、關係官庁の強力な反対があつたのみならず、世間からも「夢物語」案の批判を受けた。

* 第二段階、米國社會保障制度調査團報告書

占領軍の社會保障制度に対する関心は当初より大きく既に昭和二十一年初期に總司令官に対する労働諮問委員会が日本の社會保障制度の調査を行い、同年五月附報告書においても社會保障制度の重要性、医療保險制度に対する特別措置、適用対象の拡大につき適切な方策を講ずべきことを勸告してゐる。

次いで昭和二十二年九月米國よりワンデル博士を團長とする社會保障制度特別調査團が来期し、日本の社會保障制度の現状を詳細に調査し、同年十一月一日龐大な報告書 Report of the Social Security Mission をマックアサー元帥に提出した。この報告書の写しが勸告書となつて昭和二十三年七月十三日附を以て日本政府に送達された。

勸告の内容は「序論並びに概要」「勸告の概要」に始まり、第一部「現行社會保障制度概観」においてはA社會保障制度、B公共扶助及び公共事業救済計画、C公衆衛生活動、医療並びにその施設、第二部「勸告」においてはA社會保障制度、B公衆保健総論及び勸告、C病院及び診療施設に分類されている。原文は二六頁に及ぶ龐大なものであるが、ここに極めて簡単に勸告中から勸告